

令和6年度三郷市自主防災組織連絡協議会

総 会 資 料

日 時 令和6年6月15日（土）15時00分～

会 場 三郷市文化会館2階大会議室

<次第>

1 開 会

2 会長あいさつ

3 来賓あいさつ

4 来賓紹介

5 議長選出

6 議 題

(1) 令和5年度事業報告について 1, 2 ページ

(2) 令和5年度決算報告及び会計監査報告について 3, 4 ページ

(3) 会則の改正について 5, 10～12 ページ

(4) 令和6年度役員を選出について 6 ページ

新役員紹介

(5) 令和6年度事業計画（案）について 7, 8 ページ

(6) 令和6年度予算（案）について 9 ページ

7 報告・連絡

8 閉 会

令和5年度事業報告

1 / 2

期 日	事 業 名	説 明
4月21日	役員会（第1回）	事業計画、予算策定及び新旧役員引継、総会準備
5月11日	指導者ネットワーク 役員会（第1回）	新旧役員引き継ぎ、活動計画、次回養成講座、全体会について
6月17日	総会	事業報告、決算、役員紹介、 事業計画（案）及び予算（案）承認伺い
6月18日	指導者ネットワーク 養成講座事前打合せ	指導内容の確認・役割分担
7月2日	自主防災訓練指導者 養成講座（第1回）	防災リーダー養成及び自主防災会だけの自主訓練実施を目的として、救護・初期消火・救出等の技術を学ぶ（36名参加、3名修了）
7月～	各部会	各部会を担当する役員が協議を行う
7月～	ホームページ更新	ホームページ部会員によるホームページ更新等
9月7日	指導者ネットワーク 役員会（第2回）	次回養成講座・三郷市総合防災訓練への協力について
9月15日	役員会（第2回）	会費の収入状況について 総合防災訓練役割分担及び当日の段取りについて
10月1日	三郷市総合防災訓練	指導者ネットワークと会場を避難所にしてしている自主防災会が各種訓練への参加及び運営協力を行う
10月～	各部会	広報紙、防災講演会及び訓練、ホームページ更新等
10月29日	指導者ネットワーク 全体会 講師打ち合わせ	全体会（61名参加） 及び 指導内容の確認、役割分担

令和5年度事業報告

2 / 2

期 日	事 業 名	説 明
11月12日	自主防災訓練指導者養成講座（第2回）	防災リーダー養成及び自主防災会だけの自主訓練実施を目的として、救護・初期消火・救出等の技術を学ぶ（33名参加、6名修了）
11月～	各部会	会報校正、防災講演会の内容打合せ等
12月8日	役員会（第3回）	防災講演会打合せ・準備
12月15日	会報の発行	第27号（A4判4ページ）発行・全世帯配布
令和6年 1月11日	指導者ネットワーク役員会（第3回）	第2回指導者養成講座の総括、第3回指導者養成講座について
1月21日	指導者ネットワーク養成講座事前打合せ	指導内容の確認・役割分担
1月～	ブロック情報交流会	7ブロックで順次開催
2月3日	防災講演会	文化会館小ホールで開催予定（154名参加）
2月18日	自主防災訓練指導者養成講座（第3回）	防災リーダー養成及び自主防災会だけの自主訓練実施を目的として、救護・初期消火・救出等の技術を学ぶ（32名参加、12名修了）
3月3日	防災スタンプラリー	防災啓発イベントへの協力（374名参加）
3月7日	指導者ネットワーク役員会（第4回）	第3回指導者養成講座の総括、翌年度活動計画について

令和5年度 三郷市自主防災組織連絡協議会収支決算書

歳入の部

科目	(A)予算額	(B)決算額	(B)-(A)比較増減	説明
1会費	640,000	635,000	△ 5,000	5,000円×127団体
2補助金	600,000	600,000	0	三郷市補助金
3参加負担金	0	0	0	視察研修会実施の年度のみ発生
4繰越金	871,337	871,337	0	前年度繰越金
5雑収入	5	12	7	預金利息等
合計	2,111,342	2,106,349	△ 4,993	

歳出の部

(単位:円)

科目	当初予算額	流用増減額	(A)計	(B)決算額	(A)-(B)比較増減	説明
1事務費	155,000		155,000	143,326	11,674	
1事務用品費	30,000	△ 17,736	12,264	11,630	634	事務用品、消耗品等(紙代含む)通信運搬費へ流用
2通信運搬費	110,000	17,736	127,736	127,736	0	切手、はがき(会議通知、事業案内通知等)
3旅費	15,000		15,000	3,960	11,040	県指導者研修交通費
2会議費	60,000		60,000	54,854	5,146	
1総会費	55,000		55,000	52,193	2,807	資料、会議費、会場および設備使用料、記念品等
2役員会費	5,000		5,000	2,661	2,339	資料、会議費
3事業費	1,880,000		1,880,000	1,424,170	455,830	
1企画事業費	1,050,000		1,050,000	0	1,050,000	
講演会	420,000		420,000	324,255	95,745	講師料、会場・資機材借用料金
視察研修	0		0	0	0	実施しない(講演会と隔年実施)
ブロック情報交流事業	30,000		30,000	18,126	11,874	会場及び設備使用料、お茶代
自主企画事業	50,000		50,000	0	50,000	
指導者養成講座	350,000		350,000	162,749	187,251	試食用備蓄食料、資材、修了者記念品等
指導者ネットワーク事業	200,000		200,000	99,322	100,678	全体会(会場費、会議費)
2備品費	450,000	△ 16,440	433,560	430,100	3,460	煙体験ハウス、プロジェクターの購入啓発費へ流用
3会報発行費	320,000		320,000	314,710	5,290	製本代(A4判4ページ二色刷55,000部)
4啓発費	50,000	16,440	66,440	66,440	0	啓発品購入費(DVD)
5ホームページ費	10,000		10,000	8,468	1,532	サーバーレンタル料
4予備費	16,342		16,342	0	16,342	
合計	2,111,342		2,111,342	1,622,350	488,992	

収入 2,106,349円 支出 1,622,350円
 残金 483,999円 は次年度に繰り越します。


以上のとおり、報告いたします。


令和6年3月31日
 三郷市自主防災組織連絡協議会
 会長 本間 紀美男

令和5年度三郷市自主防災組織
連絡協議会収支決算監査報告書

三郷市自主防災組織連絡協議会会則第9条第5項の規定により令和5年度の決算について関係帳簿、その他証票類と照合し監査した結果、適正に処理されていることを認め、ここに報告します。

令和6年4月26日

監事 吉田 隆 

監事 佐藤 正孝 

三郷市自主防災組織連絡協議会 会則改正 (案)

新	旧																																																				
<p>(役員)</p> <p>第7条 協議会に次の役員を置く。</p> <table style="margin-left: 40px;"> <tr><td>会長</td><td>1名</td></tr> <tr><td>副会長</td><td>2名</td></tr> <tr><td>幹事</td><td>11名以内</td></tr> <tr><td>会計</td><td>1名</td></tr> <tr><td>監事</td><td>2名</td></tr> </table> <p>2 役員は、ブロックごとに2名以上を選出し、会員の互選により定める。</p> <p>3 ブロックごとの役員の定数は、次の表のとおりとする。</p> <table border="1" style="margin-left: 40px;"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>定 数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>早稲田ブロック</td><td>2名</td></tr> <tr><td>早稲田団地ブロック</td><td>2名</td></tr> <tr><td>東和東ブロック</td><td>3名</td></tr> <tr><td>東和西ブロック</td><td>2名</td></tr> <tr><td>彦成ブロック</td><td>2名</td></tr> <tr><td>みさと団地ブロック</td><td>2名</td></tr> <tr><td>さつき平ブロック</td><td>2名</td></tr> </tbody> </table> <p>(顧問、相談役)</p> <p>第8条 会長が特に必要と認める時、本会に顧問(防災に関する有識者)、相談役(前会長)を置くことができる。</p>	会長	1名	副会長	2名	幹事	11名以内	会計	1名	監事	2名	名 称	定 数	早稲田ブロック	2名	早稲田団地ブロック	2名	東和東ブロック	3名	東和西ブロック	2名	彦成ブロック	2名	みさと団地ブロック	2名	さつき平ブロック	2名	<p>(役員)</p> <p>第7条 協議会に次の役員を置く。</p> <table style="margin-left: 40px;"> <tr><td>会長</td><td>1名</td></tr> <tr><td>副会長</td><td>2名</td></tr> <tr><td>幹事</td><td>9名</td></tr> <tr><td>会計</td><td>1名</td></tr> <tr><td>監事</td><td>2名</td></tr> </table> <p>2 役員は、ブロックごとに定めた人数を選出し、会員の互選により定める。</p> <p>3 ブロックごとの役員の定数は、次の表のとおりとする。</p> <table border="1" style="margin-left: 40px;"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>定 数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>早稲田ブロック</td><td>2名</td></tr> <tr><td>早稲田団地ブロック</td><td>2名</td></tr> <tr><td>東和東ブロック</td><td>3名</td></tr> <tr><td>東和西ブロック</td><td>2名</td></tr> <tr><td>彦成ブロック</td><td>2名</td></tr> <tr><td>みさと団地ブロック</td><td>2名</td></tr> <tr><td>さつき平ブロック</td><td>2名</td></tr> </tbody> </table> <p>(顧問、相談役)</p> <p>第8条 会長が特に必要と認める時、本会に顧問、相談役を置くことができる。</p>	会長	1名	副会長	2名	幹事	9名	会計	1名	監事	2名	名 称	定 数	早稲田ブロック	2名	早稲田団地ブロック	2名	東和東ブロック	3名	東和西ブロック	2名	彦成ブロック	2名	みさと団地ブロック	2名	さつき平ブロック	2名
会長	1名																																																				
副会長	2名																																																				
幹事	11名以内																																																				
会計	1名																																																				
監事	2名																																																				
名 称	定 数																																																				
早稲田ブロック	2名																																																				
早稲田団地ブロック	2名																																																				
東和東ブロック	3名																																																				
東和西ブロック	2名																																																				
彦成ブロック	2名																																																				
みさと団地ブロック	2名																																																				
さつき平ブロック	2名																																																				
会長	1名																																																				
副会長	2名																																																				
幹事	9名																																																				
会計	1名																																																				
監事	2名																																																				
名 称	定 数																																																				
早稲田ブロック	2名																																																				
早稲田団地ブロック	2名																																																				
東和東ブロック	3名																																																				
東和西ブロック	2名																																																				
彦成ブロック	2名																																																				
みさと団地ブロック	2名																																																				
さつき平ブロック	2名																																																				

令和6年度三郷市自主防災組織連絡協議会役員（案）

役 職	氏 名	任 期	ブロック	自 主 防 災 会 名	
会 長	本間 紀美男	①	彦 成	谷口北自主防災会	
副会長	菊地 靖孝	②	東 和 東	東町みなみ町会自主防災会	
副会長	安晝 和己	②	彦 成	彦成2丁目町会自主防災会	
会計	相川 由利	②	みさと団地	みさと団地5街区自主防災会	
幹事	梅澤 博司	①	みさと団地	みさと第三住宅管理組合自主防災会	
幹事	板井 光敏	②	さつき平	テラウエスト5街区1号館自治会自主防災会	
幹事	手嶋 博之	①	さつき平	さつき平1-2-1自治会自主防災会	※
幹事	川上 裕夫	②	東 和 西	戸ヶ崎7丁目東町会自主防災会	
幹事	須藤 和義	①	東 和 西	戸ヶ崎八丁目上町会自主防災会	※
幹事	石井 輝信	②	東 和 東	鷹野東町会自主防災会	
幹事	鏡 重蔵	②	早 稲 田	丹後下町会自主防災会	
幹事	竹本 裕司	①	早 稲 田	大広戸町会自主防災会	※
幹事	遠藤 宣夫	①	早稲田団地	早稲田3-1自主防災会	※
幹事	篠田 剛	①	彦成	谷口西町会自主防災会	※
幹事	馬場 郁夫	①	彦成	花和田町会自主防災会	※
監事	寺坂 征奉	②	早稲田団地	早稲田3-1自主防災会	※
監事	吉田 隆	①	東 和 東	新和1丁目町会自主防災会	
相談役	中村 智英	②	彦成	彦成2丁目町会自主防災会	

※新たにブロックより選出された役員の方です

任 期 ①令和6年度 ～ 令和7年度

②令和5年度 ～ 令和6年度

令和6年度事業計画（案）

1 / 2

期 日	事 業 名	説 明
4月26日	役員会（第1回）	事業計画、予算策定及び新旧役員引継、総会準備
5月9日	指導者ネットワーク 役員会（第1回）	新旧役員引き継ぎ、活動計画、次回養成講座、全体会について
6月9日	指導者ネットワーク 養成講座事前打合せ	指導内容の確認・役割分担
6月15日	総会	事業報告、決算、役員紹介、 事業計画（案）及び予算（案）承認伺い
6月30日	自主防災訓練指導者 養成講座（第1回）	防災リーダー養成及び自主防災会だけの自主訓練実施を目的 として、救護・初期消火・救出等の技術を学ぶ
7月～	各部会	各部会を担当する役員が協議を行う
7月～	ホームページ更新	ホームページ部会員によるホームページ更新等
9月5日	指導者ネットワーク 役員会（第2回）	次回養成講座・三郷市総合防災訓練への協力について
9月13日	役員会（第2回）	会費の収入状況について 総合防災訓練役割分担及び当日の段取りについて
9月29日	三郷市総合防災訓練	指導者ネットワークと共に、各種体験コーナーや訓練で運営 協力を行う。
10月～	各部会	広報紙作成、視察研修会下見、訓練・ホームページ更新等
10月13日	指導者ネットワーク 全体会 講師打ち合わせ	全体会及び 指導内容の確認、役割分担

令和6年度事業計画（案）

2 / 2

期 日	事 業 名	説 明
11月～	各部会	広報紙校正、視察研修会の内容打合せ等
11月3日	自主防災訓練指導者養成講座（第2回）	防災リーダー養成及び自主防災会だけの自主訓練実施を目的として、救護・初期消火・救出等の技術を学ぶ
11月29日	役員会（第3回）	視察研修会打合せ・準備
12月13日	会報の発行	第28号（A4判4ページ）発行・全世帯配布
令和7年 1月9日	指導者ネットワーク役員会（第3回）	第2回指導者養成講座の総括、第3回指導者養成講座について
1月～	ブロック情報交流会	7ブロックで順次開催
1月26日	視察研修会	防災関連施設等への日帰り研修
2月2日	指導者ネットワーク養成講座事前打合せ	指導内容の確認・役割分担
2月9日	自主防災訓練指導者養成講座（第3回）	防災リーダー養成及び自主防災会だけの自主訓練実施を目的として、救護・初期消火・救出等の技術を学ぶ
3月2日	防災スタンプラリー	防災啓発イベントへの協力
3月6日	指導者ネットワーク役員会（第4回）	第3回指導者養成講座の総括、翌年度活動計画について

令和6年度 三郷市自主防災組織連絡協議会収支予算書(案)

歳入の部

(単位:円)

科目	(A)本年度予算額	(B)前年度予算額	(A)-(B)比較増減	説明
1会費	640,000	640,000	0	5,000円×128団体
2補助金	600,000	600,000	0	三郷市補助金
3参加負担金	80,000	0	80,000	1,000円×80名
4繰越金	483,999	871,337	△ 387,338	前年度繰越金
5雑収入	1	5	△ 4	預金利息等
合計	1,804,000	2,111,342	△ 307,342	

歳出の部

(単位:円)

科目	(A)本年度予算額	(B)前年度予算額	(A)-(B)比較増減	説明
1事務費	190,000	155,000	35,000	
1事務用品費	25,000	30,000	△ 5,000	事務用品、消耗品等(紙代含む)
2通信運搬費	150,000	110,000	40,000	切手、はがき(会議通知、事業案内通知等)
3旅費	15,000	15,000	0	交通費
2会議費	60,000	60,000	0	
1総会費	55,000	55,000	0	資料、会議費、会場および設備使用料、記念品等
2役員会費	5,000	5,000	0	資料、会議費
3事業費	1,540,000	1,880,000	△ 340,000	
1企画事業費	1,050,000	1,050,000	0	
講演会	0	420,000	△ 420,000	実施なし(視察研修と隔年実施)
視察研修	420,000	0	420,000	バス借上、施設利用料等
ブロック情報交流事業	30,000	30,000	0	会場及び設備使用料、お茶代
自主企画事業	50,000	50,000	0	
指導者養成講座	350,000	350,000	0	試食用備蓄食料、資材、修了者記念品等
指導者ネットワーク事業	200,000	200,000	0	会員ベスト・キャップ購入、役員会会議費等
2備品費	100,000	450,000	△ 350,000	スモークリキッド液
3会報発行費	320,000	320,000	0	製本代(A4判4ページ二色刷55,800部)
4啓発費	60,000	50,000	10,000	啓発用DVD
5ホームページ費	10,000	10,000	0	サーバーレンタル料
4予備費	14,000	16,342	△ 2,342	
合計	1,804,000	2,111,342	△ 307,342	

令和6年6月15日

三郷市自主防災組織連絡協議会

会 長 本 間 紀 美 男

三郷市自主防災組織連絡協議会会則（案）

（名 称）

第1条 本会は、三郷市自主防災組織連絡協議会（以下「協議会」という。）と称する。

（目 的）

第2条 協議会は、各自主防災組織の自主性を尊重し、相互の連絡調整を図ることにより、その健全な発展と市民の防災意識を高め、地域の防災体制の確立に寄与することを目的とする。

（事 業）

第3条 協議会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 自主防災組織の充実強化に関すること。
- (2) 自主防災組織相互の連絡調整に関すること。
- (3) 防災思想の普及に関すること。
- (4) その他協議会の目的を達成するために必要な事項に関すること。

（会 員）

第4条 協議会は、三郷市内で組織する各自主防災組織の代表者（以下「会員」という。）をもって構成する。

（事務所）

第5条 協議会の事務所は、三郷市危機管理防災課に置く。

（ブロックの設定）

第6条 協議会は、運営をより円滑に行うため、次のとおり、三郷市内の地域性に応じた区域分け（以下「ブロック」という。）を設定する。

- (1) 早稲田ブロック
- (2) 早稲田団地ブロック
- (3) 東和東ブロック
- (4) 東和西ブロック
- (5) 彦成ブロック
- (6) みさと団地ブロック
- (7) さつき平ブロック

2 各ブロックを構成する自主防災組織は、別に定める。

（役 員）

第7条 協議会に次の役員を置く。

会 長	1 名
副会長	2 名
幹 事	1 1名以内
会 計	1 名
監 事	2 名

2 役員は、ブロックごとに2名以上を選出し、会員の互選により定める。

- 3 役員任期は、2年とし、総会から総会までの間とする。1年ごとに役員概ね半数を改選する。ただし再任は妨げない。
- 4 補欠により選任された役員任期は前任者の残任期間とする。
- 5 役員は、任期満了後も後任の役員が就任するまでの間、その職務を代行する。

(顧問、相談役)

第8条 会長が特に必要と認める時、本会に顧問(防災に関する有識者)、相談役(前会長)を置くことができる。

- 2 顧問、相談役は会長が委嘱したものが就任する。
- 3 顧問、相談役任期は2年とし、総会から総会までの間とする。但し、再任は妨げない。

(役員職務)

第9条 会長は、協議会を代表し、会務を統括するとともに、会議の議長となる。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときは予め定められた順位により、その職務を代行する。
- 3 幹事は、会務の運営にあたる。
- 4 会計は、会計事務を処理する。
- 5 監事は、毎年度1回協議会の会計を監査し、その結果を総会に報告する。
- 6 顧問、相談役は、会長の要請があったときは、役員会等に出席し重大なる事項について適切なる助言を行う。

(会議)

第10条 協議会の会議は、総会及び役員会とし、必要に応じて会長が招集する。

- 2 会議の議事は、出席者の過半数の同意をもって決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。

(総会)

第11条 総会は、会員をもって構成する。

- 2 総会は、毎年度1回開催する。ただし、必要に応じて臨時に開催することができる。
- 3 総会は、次の事項を審議する。
 - (1) 会則の改正に関する事。
 - (2) 事業計画及び事業報告に関する事。
 - (3) 予算及び決算に関する事。
 - (4) 役員選任に関する事。
 - (5) その他総会が必要と認めた事項。

(役員会)

第12条 役員会は、第7条に規定する役員をもって構成する。

- 2 役員会は、次の事項を審議する。
 - (1) 総会で審議する案件に関する事。
 - (2) その他役員会が必要と認めた事項に関する事。

(会計年度)

第13条 協議会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(経費)

第14条 協議会の経費は、補助金、会費その他の収入をもって充てる。

2 本会の会費は、一単位組織につき年額5,000円とする。

(その他)

第15条 この会則に定めるほか、特に必要な事項は、細則を定めることができる。

附則

この会則は、平成9年3月1日から施行する。

附則

この会則は、平成10年6月13日から施行する。

附則

この会則は、平成16年6月19日から施行する。

附則

この会則は、平成18年6月11日から施行する。

附則

この会則は、平成19年6月10日から施行する。

附則

この会則は、平成20年6月15日から施行する。

附則

この会則は、平成24年6月9日から施行する。

附則

この会則は、平成26年6月7日から施行する。

附則

この会則は、令和2年6月20日から施行する。

附則

この会則は、令和5年6月17日から施行する。

附則

この会則は、令和6年6月15日から施行する。

メ 毛

メ モ